



流 教 生 第 2 2 3 号
令和 6 年 1 1 月 2 9 日

流山市生涯学習審議会
会長 土屋 薫 様

流山市教育委員会



流山市生涯学習センター体育館及び流山市コミュニティプラザ
体育室の冷房利用料金の設定について（諮問）

流山市生涯学習審議会条例（平成20年流山市条例第6号）第2条の
規定に基づき、下記の事項について貴審議会に御意見をいただきたく諮問
します。

記

1 諮問内容

「流山市生涯学習センター体育館及び流山市コミュニティプラザ体育
室の冷房利用料金の設定」について、貴審議会の意見を求めるものです。

2 諮問理由

流山市生涯学習センター体育館及び流山市コミュニティプラザ体育室
は避難所に指定されている施設であり、使用される際の快適性の向上や
夏季の施設使用者の熱中症対策のため、令和7年3月末までに冷房設備
が設置されることになりました。

このことに伴い、令和7年度以降の夏季における施設使用の際の冷房
利用料金の設定について御意見をいただきたく、諮問するものです。